

平成29年11月10日

野辺地町長 中谷純逸様

野辺地町新庁舎建設検討委員会  
委員長 柴崎民生

野辺地町新庁舎建設に係る基本構想の策定について（答申）

平成29年8月4日に諮問のあった野辺地町新庁舎建設基本構想の策定について、  
次のとおり答申します。

当委員会では、諮問された野辺地町庁舎建設基本構想（素案）を基に、新庁舎の必要な機能及び規模そして建設する場所などについて検討してきました。

各委員からは様々な意見が出されましたが、当委員会の検討結果としては、別添の「野辺地町新庁舎建設基本構想（案）」のとおりとし、基本的事項を以下のとおり意見します。

### 1. 新庁舎建設の基本方針について

#### (1) 防災拠点としての機能を備えた庁舎

- ・災害対策用備品や応急物資の保管場所を十分に確保すること。

#### (2) 誰もが利用しやすい庁舎

- ・市民の利用頻度が高い窓口を1階に集約すること。
- ・総合窓口の設置等により、ワンストップ・サービスの実現を図ること。
- ・エレベーターを設置すること。

#### (3) 環境保全対策及び省エネルギーに配慮した庁舎

- ・維持管理費等を抑えるため、省エネルギーに配慮すること。

#### (4) 総合的にコストバランスのとれた庁舎

- ・会議室及び待合スペースは必要最小限とすること。
- ・冷暖房設備は部屋ごとにオン・オフできるようにすること。

#### (5) 開かれた議会施設を有する庁舎

- ・議場は上層階に配置させるとともに、傍聴者に優しい議場とすること。
- ・議場は常設にせず、休会時には多目的に利用できるようにすること。

#### (6) 駐車スペースの確保

- ・来庁者の利便性はもとより、災害時における災害対策車両や緊急車両等の待機場所としての機能を持たせるため、十分な面積を確保すること。

### 2. 新庁舎の建設規模について

総務省制定「平成29年度地方債同意等基準運用要綱」に基づき算定された建設面積を参考に、概ね4,000㎡（庁舎3,500㎡、車庫等500㎡）とすることは妥当である。

なお、基本構想（案）では、限られた敷地面積の中で十分な駐車場面積を確保するため新庁舎の階層は3階建てとすることで計画されているが、来庁者の利便性や安全性を考慮すれば2階建てが望ましいことから、今後策定される基本計画や実施設計の段階で再度検討が必要であると考えます。

### 3. 新庁舎の建設場所について

建設場所については4箇所の候補地が示されたが、利便性や防災拠点機能の確保、実現性などから総合的に評価した結果、野辺地中学校南側新町民有地を第1候補地とすることは妥当である。

#### 4. 財政対応について

新庁舎建設事業のほか、新総合体育館建設事業やベイフロント事業などの大規模なハード事業が計画されているが、後年度において極端な財政負担とならないよう、優位な事業財源の確保と将来を見据えたしっかりとした財政運営に尚一層努めていただきたい。